

議会運営委員会記録

○開催日時

平成30年12月10日 午後2時58分～午後3時38分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 福元光一 | 委員 | 川添公貴 |
| 副委員長 | 成川幸太郎 | 委員 | 中島由美子 |
| 委員 | 上野一誠 | 委員 | 帯田裕達 |
| 委員 | 瀬尾和敬 | 委員 | 森満晃 |
| 委員 | 永山伸一 | | |

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 福田俊一郎

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 今塩屋裕一

○その他の議員

議員 井上勝博

○説明のための出席者

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 総務部長 | 田代健一 | 教育部長 | 宮里敏郎 |
| 総務課長 | 平原一洋 | | |
| 文書法制室長 | 川畑央 | 議会事務局長 | 田上正洋 |
| 財政課長 | 鬼塚雅之 | 議事調査課長 | 砂岳隆一 |

○事務局職員

| | | | |
|------------|-------|--------------|-------|
| 事務局長 | 田上正洋 | 主幹兼管理調査グループ長 | 久保淳一 |
| 議事調査課長 | 砂岳隆一 | 管理調査グループ員 | 堀之内孝充 |
| 課長代理 | 瀬戸口健一 | 議事グループ員 | 藤井朋子 |
| 主幹兼議事グループ長 | 久米道秋 | | |

○審査事件等

- ・ 今期定例会に付議される議案について
-

△開 会

○委員長（福元光一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会はお手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（福田俊一郎）まず、議長室からのお便りと題しまして、議長が関わった要件について情報提供をスタートさせました。今後、随時発信をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

もう1点は、7日及び10日の本会議においてタブレット端末から音声がかかる場面がありました。傍聴人が議員席をのぞき込む場面等もありましたので、音声、あるいは操作音を発すること、また、タブレットの使用については十分御注意をいただきまして、各会派の議員に御周知くださるようお願いをします。

また、タブレット端末の音声や操作音がかからないようにする方法については、議会事務局のほうへお問い合わせくださるようお願いをいたします。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（福元光一）それでは、今期定例会に付議される議案等についてを議題とします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料1-1、付議事件等区分表案をごらんください。

提出予定議案は、一般議案1件、補正予算議案10件の計11件であります。

資料1-2、付議事件一覧をごらんください。

議案第151号は、職員の給与に関する条例等の一部改正であり、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、これに準じて職員の給料月額、初任給調整手当の限度額、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の規定整備を図ろうとするもので、本案は12月13日の総務文教

委員会に付託してはと考えます。

次に、議案第152号については、平成30年度の一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第153号から次のページの議案第161号までの9件は、平成30年度の各特別会計及び水道事業会計の補正予算であり、それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、提出予定はないようです。

○委員長（福元光一）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○総務課長（平原一洋）私のほうからは、議案第151号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、概要を説明させていただきます。

議案つづりは、その2、151-1ページからになりますが、別冊の議会資料で説明させていただきたいと思いますので、総務部関係議会資料の1ページをごらんください。

まず、改正の経緯、理由等でございますが、国家公務員に係ります一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布施行に伴いまして、人事院勧告のとおり、給料及び諸手当の改正がなされたことに伴いまして、本市におきましてもこれに準じて職員の給料月額、初任給調整手当の限度額、それから宿日直手当の額、期末手当、勤勉手当の支給割合、そのほか特別職の職員及び議会議員のいわゆる皆様の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございまして、改正する条例は、薩摩川内市職員の給与に関する条例、以下の条例を改正させていただきたいと思っております。

改正の主な内容につきましては、まず、1の（ア）では、初任給調整手当でございまして、医師及び歯科医師に対する支給限度額を1,000円引き上げて41万4,800円とすること。それから、宿日直手当につきましては1回当たりの額を200円引き上げて4,200円を4,400円に、2万円を2万1,000円に、2万1,000円を2万2,000円に引き上げるものでございます。

（ウ）では、勤勉手当の引き上げでございまして、0.05月引き上げまして年間の支給割合を

4. 4月から4. 4 5月に引き上げようとするものでございます。

次に、給料表の改定でございますが、全体的に平均で0. 2%のプラスの改定でございますが、若年層へのほうを厚くということで、初任給を1, 500円引き上げ、若年層についても1, 000円程度の改定、その他の改正については、おおむね400円程度の改定となります。

2ページをごらんいただきたいと思ひます。開けていただきまして、(2)と(3)でございますが、特別職市長等とそれから議員の皆様の手当の引き上げでございまして、一般職と同じく0. 05月引き上げまして年間3. 3月分を3. 35に改定しようとするものでございます。

(4)は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正でございまして、任期付職員の給料表の各合計をそれぞれ1, 000円引き上げようとするものでございます。

4では、施行期日でございますが、一般職任期付職員につきましては平成30年4月1日から適用、期末手当につきましては平成30年12月1日から適用させていただきます、年末にそれぞれ差額を支給する予定としております。

改定に係る所要額でございますけれども、一般会計で3, 125万5, 000円、特別会計を含めまして3, 323万1, 000円が改定の所要額として必要でございますが、これにつきましては、第4回の補正で対応させていただきたいと思ひます。
○財政課長(鬼塚雅之) 議案第152号から議案第160号までの各会計補正予算について御説明いたします。

別冊の平成30年度薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書、第4回補正の136ページをごらんください。

各会計歳入歳出補正予算額調べの表になります。今回の補正は、一般会計のほか特別会計において予算補正を行っております。一般会計の補正額は8億9, 587万9, 000円の増額で、補正後の額を558億6, 958万4, 000円とするものであり、特別会計の補正額はごらんのとおりでございます。

その特別会計の補正内容は、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、これに準じて本市の職員等の給与改定に伴

う職員給与費を増額するものであります。

次に、一般会計について説明いたしますので、138ページの歳出目的別の表をごらんください。

今回の補正では、議会費、総務費など各科目において給与改定に伴う職員給与費等の増額を行うとともに、給与改定に伴う各特別会計への繰入金を増額するものであります。さらに、教育費では小学校諸施設整備事業費及び中学校諸施設整備事業費において、国の第1次補正予算に伴う小・中学校空調設備整備事業が国庫補助内示を受けたことからその所要経費を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。137ページの歳入の表をごらんください。

国庫支出金では、小学校費補助金及び中学校費補助金としてブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金を補助内示により計上しております。

繰入金では、今回補正に係る財源として、財政調整基金繰入金を増額しております。市債では、小・中学校の空調設備の整備に係る財源として、学校施設整備事業債を計上しております。

次に、繰越明許費補正について説明いたしますので、6ページをごらんください。

第2表、繰越明許費補正は、小学校及び中学校の空調設備整備事業が年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越すことができる事業として設定を行うものであります。

地方債補正について説明いたします。7ページをごらんください。

第3表、地方債補正の追加は、学校施設整備事業として限度額等を定めるものであります。

以上で、第4回補正に係る説明を終わりますが、今回は公営企業会計の水道事業会計においても一般会計等と同様に給与改定に伴う職員給与費の補正を行っております。

以上で、今回補正に係る概要説明を終わります。

○委員長(福元光一) ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員(永山伸一) 議運ですんで、補正の総括についてちょっと伺います。

きょう突然これ、いただいたものですから、まだちょっと整理できてないのですが、それぞれの委員会に分割ということですので、委員会で議論していただきたいんですが、小学校の施設整備事業債も含めて空調の整備事業費、聞いてたのが全

校6億円ほどで、まあ3分の1補助で年間2億円ぐらいずつ3年にわたってということだったんだけど、いろんな議論がある中でもう単年度で、きょうも単年度で行きたいということでしたんで、えっと思ったんですけど、補正額出てきてびっくりしてるんですが。総額8億6,226万1,000円、小・中合わせて、国庫支出金が1億7,138万1,000円、これでいくと20%にも満たない、要するに5分の1にも満たない補助金で、あとを全て学校施設整備事業債で6億9,080万円かな、大体を頼ろうというところなんですけど、ここに至った経緯だけでもお話いただけませんか。

○教育部長（宮里敏郎） 空調の金額につきまして、これまで確かに9月議会までは約6億数千万円程度かかる見込みだということで説明させていただいておりましたが、これには電力工事のほうはまだ含まれておりませんでした。今、長寿命化計画を出してるんですけども、その中で事前に各校の電力調査を調べてもらいましたところ、電力の増設工事、これはいわゆる各校ごとにトランスの増設であったりとか、キュービクルの新設であったりとか、そういうのを各学校に整備する必要があるということから、これが1億7,100万円程度になってしまうということがわかりましたので、合計で8億6,200万円が総事業費になりました。

それと、もう一つ、これまで3年と言ったのは、今まで従来の国の交付金を使うと、これを各自治体が行う一事業当たりの補助対象事業額は2億円——一事業というのは、薩摩川内市で申請する場合が一事業と思われまますので、市の補助対象経費が2億円で限度ということでございましたけども、今回の交付金はちゃんと国のほうで一学校当たり、その対象事業費の上限額を2億円とするということで、上限額の幅が大分高くなったということから、いわゆるこの金額は全て補助の対象になるということでございます。

それと、補助金が3分の1じゃないかということにつきまして、国のほうは3分の1ということですが、実際の補助の積算については、国のほうは平米当たりの補助単価を出してきております。ですから、国の平米当たりの単価で積算しないといけないために、この金額になってしま

いますけども、残り補助の対象とならなかった分については、今回新たに創設したこの補正予算債、先ほど言いましたこの起債を100%充当できるということで、今回に限っての国の措置でございますので、この措置を使って今回、小・中学校の普通教室の空調整備については、全部やりたいということでございます。

○財政課長（鬼塚雅之） 今ほど補正予算債という話がありましたけれども、補正予算債につきましては、充当率が100%、説明したとおりです。今年度の元利償還金に対しまして、60%を交付税措置するというようになっております。

○委員（川添公貴） 今、空調設備を設置する時に——これから段取りをされると思うのですが、機材が足りない、それから人が足りない、それから作業時間がないと、こう大きく三つがあるんで、結局、平日は工事ができない。そこ辺の対応をうまいことどのようにされるのかというのも説明されたらと思います。というのは、もう受けてもきれないというのが多過ぎて、ちょっと繰越明許の範囲内でちょっと厳しいのかなという思いがあったので、ぜひそこ辺も合わせて委員会で説明いただければと思います。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案の審査方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時14分休憩

~~~~~

午後3時38分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

**○委員長（福元光一）** ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 福元光一